

青森県環境教育等に係る体験の機会の場 の認定申請の手引き

(環境教育等促進法第20条に基づく認定制度)

平成28年12月
(令和6年4月一部改正)
青 森 県

目次

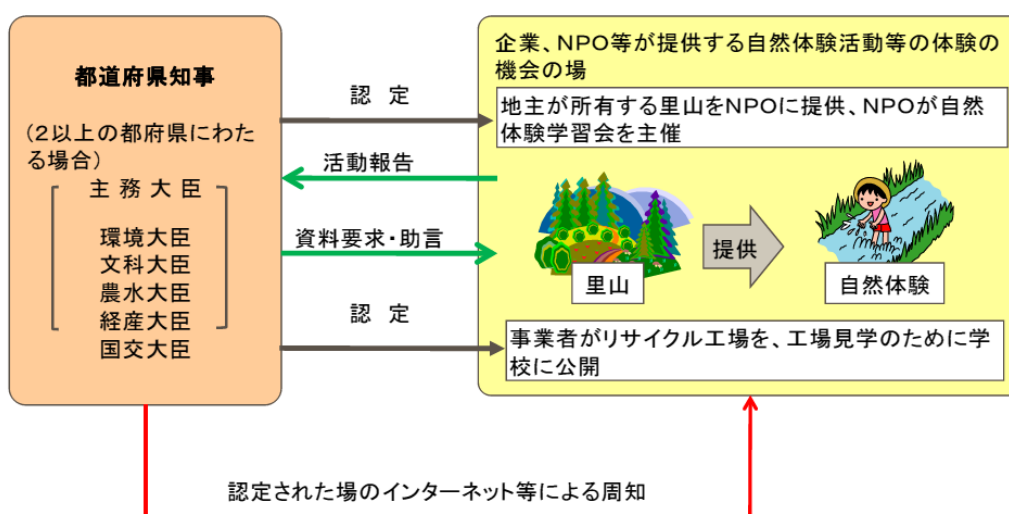
1	はじめに	1
2	認定の要件	1
3	申請の手順	3
4	認定の申請に係る提出書類	3
	別表第1（認定申請又は更新申請時）	3
5	通知等	5
6	認定体験の機会の場合に係る周知等	5
7	変更等の届出	5
	別表第2（変更及び廃止時）	5
8	更新	5
9	報告	5
10	認定の取消し	5
11	手続きの主な流れ	6
12	問い合わせ及び申請書等提出先	6
13	関係様式集	
	(1) 申請者チェック表（別添）	8
	(2) 認定申請書（様式第7）	11
	(3) 変更届出書（様式第8）	12
	(4) 廃止届出書（様式第9）	13
	(5) 更新申請書（様式第10）	14
	(6) 別紙1～別紙8	15
14	参考資料	
	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の 推進に関する基本的な方針（平成24年6月26日閣議決定）（抜粋）	25

1 はじめに

青森県環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条に基づき、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等が、その土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が法で定められた要件のいずれにも適合している旨の知事の認定を受けることができる制度です。

この手引きは、本制度の申請等を行うに当たっての必要な手続きについて記載するものです。

<制度概要図>



2 認定の要件

認定を受けるためには、申請事業の内容が、以下の要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 申請事業が国の基本方針（参考資料25ページ参照）に照らして適切なものであること。

事業の内容が、基本方針の2（2）⑥「体験の機会の場の認定」に沿っていることのほか、基本方針の1（3）「取組の方向性の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであることが必要となります。

- (2) 申請事業が青森県環境総合プラン*に照らして適切なものであること。

青森県では、青森県環境総合プランを法第8条第1項に基づく都道府県行動計画として位置付けており、県民や事業者等が体験の機会の場を提供し、環境教育等を実施することは、同計画に掲げる施策の推進に寄与する取組に該当しますので、申請事業の内容等により審査を行うこととなります。

※青森県環境総合プラン（令和6年3月策定）の政策V参照。

詳しくは、下記の県ホームページ（青森県環境総合プラン）を御覧ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kankyo-sogo-plan.html>

(3) 申請事業において環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと

体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた経験をする機会を提供する必要があります。

(4) 申請事業について適切な計画が定められていること

体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいため、事業の計画性が必要となります。

(5) 申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、スタッフへの事前講習等の実施、危険箇所の表示、参加者に対する危険箇所の周知などが必要になります。

(6) 申請事業が特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと

体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことが必要です。

(7) 申請事業が利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと

体験の機会の場の提供に係る事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等は、認定の対象外になります。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものではない場合に認定対象とするもので、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではありません。

(8) 申請事業がこれに1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること

(9) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備する必要があります。

※認定の申請ができない者

次のいずれかに該当する方は、認定の申請をすることができません。

- (1) 体験の機会の場の認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに（1）に該当する者があるもの

3 申請の手順

申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、青森県環境エネルギー部環境政策課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。

申請書を受理した後、審査を行います。審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。

なお、認定の申請に係る標準処理期間は60日（申請者が補正等をしている期間は除く。）としています。

4 認定の申請に係る提出書類

申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、認定申請書（規則様式第7）及び別表第1の添付書類と共に提出してください。（関係様式は、8ページ以降を参照）

別表第1（認定申請又は更新申請時）

添付書類	説明
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	◎住民票の写し (発行日から6か月以内のもの)
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	◎NPO法人、株式会社、社団法人等の定款のある場合は、定款及び登記事項証明書 ◎財団法人の場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 ※登記事項証明書は、発行日から6か月以内のもの ◎法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの。 ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の作成日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号に規定する欠格条項に該当しないことを説明した書面	◎書面の例を別紙1に示す。

<p>(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における申請事業の実績を記載した書類</p>	<p>◎次に掲げる事項を含む書類（書面の例を別紙2に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の事業年度に行ってきた事業の内容 ・事業を行った場所、所要時間、実施回数 ・事業の対象者、参加者数 <p>※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。</p>
<p>(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請事業の計画書及び収支予算書</p>	<p>◎事業計画書については次に掲げる事項を含む書類（書面の例を別紙3に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容、事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者 ・参加定員数、参加費用 <p>※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。</p> <p>◎収支予算書については、申請に係る事業の収支予算書とし、次に掲げる事項を含む書類（書面の例を別紙4に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の見込み（参加費等による収入、助成金等） ・支出の見込み（講師謝金、場所代、人件費、庶務費等）
<p>(6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類</p>	<p>◎書類の例を別紙4-2に示す。</p>
<p>(7) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類</p>	<p>◎次に掲げる事項を含む書類（書面例を別紙5に示す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験の機会の場で行う事業に従事する者の氏名及び役割 ・知識及び経験に関する説明 ・体験の機会の場で行う事業が、規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に該当する場合には、その指導方法に関する説明
<p>(8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び事業の参加定員に関する事項を記載した書類</p>	<p>◎書面の例を別紙3に示す。</p>
<p>(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び土地若</p>	<p>◎申請者が、土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書</p>

しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	に代えて、当該土地又は建物に係る賃借権や使用貸借権等を証明する書類
(10) 申請事業を実施することについての事業の実施者の同意書	◎書面の例を別紙6に示す。 (申請者と事業の実施者が同一の場合は不要です。)

5 通知等

(1) 認定等の通知

審査後、認定要件のいずれにも適合していると認められる場合は、申請者に認定証を交付します。また、事業の内容が認定の要件に適合しない場合は、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

(2) 認定の有効期間

「認定の日から5年」です。

6 認定体験の機会に係る周知等

認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合であることを表示することができます。

また、県ではインターネット、印刷物などの方法により、その周知に努めます。

7 変更等の届出

認定民間団体等は、次の①から③に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、規則様式第8又は規則様式第9に次の別表第2に掲げる書類を添付し、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ② 体験の機会の場合の名称及び所在地
- ③ 事業の内容

別表第2 (変更及び廃止時)

内 容	届出様式及び添付書類
(1) 認定に係る内容を変更した場合	◎認定体験の機会の場合変更届出書(規則様式第8) ※添付書類:申請時に提出した書類(別表第1)のうち、変更に関する書類
(2) 認定体験の機会の場合を提供しなくなった場合	◎認定体験の機会の場合廃止届出書(規則様式第9) ※添付書類:認定証

8 更新

認定の有効期間の更新を受けようとする方は、規則様式第10による申請書と別表第1に掲げる書類を添付し、有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

9 報告

認定民間団体等は、当該事業年度の事業終了後3か月以内に別紙7により事業の実施状況等を報告してください。

また、認定民間団体等は、認定体験の機会の場合で行う事業において事故や問題が生じた場合は、別紙8により速やかに報告してください。

10 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定体験の機会のある場で行う事業の内容等が、認定の要件に適合しなくなったとき
- ② 認定民間団体等が、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ③ 認定民間団体等が、必要な報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告又は資料の提出をした場合
- ④ 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

11 手続きの主な流れ

	申請者	県
新規申請・審査	1 申請書等の提出 ※申請書（規則様式第7）に別表第1（3～4ページ参照）の書類を添付	2 申請の受付
		3 書類審査等の実施 （標準処理期間60日） ※必要に応じて現地調査を実施 ※青森県教育委員会へ協議
		4 認定結果の通知 ※認定の場合、認定証を交付 （有効期間5年）
報告	○状況報告書等の提出 ※毎事業年度の事業終了後3か月以内に別紙7により報告 ○事故等報告書の提出 ※事故や問題が生じた場合は、別紙8により速やかに報告	報告書受理
変更・廃止	変更及び廃止の届出 ※変更届出書（規則様式第8）に別表第2（5ページ参照）の関係書類を添付 ※廃止届出書（規則様式第9）に認定証を添付 ※届出事由発生の日から遅滞なく届出	届出書受理
更新	1 更新申請書等の提出 ※有効期間満了日から30日前までに提出 ※更新申請書（規則様式第10）に別表第1（3～4ページ参照）の書類を添付	2 更新申請の受付
		3 書類審査等の実施 （標準処理期間30日） ※必要に応じて現地調査を実施 ※青森県教育委員会へ協議
		4 認定結果の通知 ※更新の場合、認定証を交付 （有効期間5年）

12 問い合わせ及び申請書等提出先

青森県環境エネルギー部環境政策課 地球温暖化対策グループ
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1（青森県庁舎北棟7階）

電話 017-734-9243 FAX 017-734-8065

青森県庁ホームページ - 環境教育等促進法に基づく体験の機会場の認定制度について -

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html

※体験の機会場として提供される土地又は建物の全部が中核市（青森市又は八戸市）の区域内に含まれる場合は、各市が認定事務を行いますので、各市の担当課へお問合せください。

別添

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

チェック番号	基準	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
	申請書		
1	※の欄(整理番号欄)への記入はないか。		
2	A4用紙を使用しているか。		
3	その他必要事項が記入されているか。		
4	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
5	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
7	その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
8	法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(別紙1関係) 別紙1と同様の内容が記載されているか。		
9	直前の事業年度の事業の実績を記載した書類(別紙2関係) 該当事業年度分の記載があるか。		
10	事業の内容が記載されているか。		
11	事業の参加者数が記載されているか。		
12	事業の対象者が記載されているか。		
13	事業が行われた場所、所要時間、実施回数が記載されているか。		
14	事業計画書(別紙3関係) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
15	事業の内容が記載されているか。		
16	事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。		

別添

17	収支予算書（別紙4関係）		
18	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
19	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。 (収入) > (支出) の場合の余剰金の使途について記載されているか。		
20	施行規則第9条第2項第6号の規定の内容について説明した書類（別紙4の2関係）		
	項目ごとにチェック、記載されているか。		
21	知識及び経験について説明した書面（別紙5関係）		
	体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
22	登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）		
	（体験の機会の場合で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合） 事業実施者の同意書（別紙6関係）		
23	別紙6と同様の内容が記載されているか。		

別添

認定基準等適合自己チェック

法律 施行規則	認定基準	申請者チェック欄
法 20 条 1 項 1 号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則 8 条 1 項 1 号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な体験をする機会を提供している。	
2 号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。	
3 号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 【具体的な留意点】 ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。	
4 号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。	
5 号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。	
6 号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に 1 年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。	
2 項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。 【具体的な留意点】 ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。	

体験の機会の場の認定申請書（記載例）

※整理番号

年 月 日

青森県知事 殿

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	株式会社〇〇「〇〇体験教室」 青森県〇〇市〇〇		
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	事業所内（太陽光・風力発電装置など）を見学して社内の省エネや再生可能エネルギー導入などの環境保全対策や発電の仕組みなどについて学ぶ。 また、発電実験やろ過実験を通してエネルギーや水の大切さを学ぶ。		
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	小・中学生 1回40名まで 安全性の確保等、当該事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことを前提として、当該事業を実施する。		
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月	日から 月 日まで
	毎年	5月1日から11月30日まで	

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

氏名

届出者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の名」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会場の廃止届出書			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">整理番号</td> <td style="width: 30px;"></td> </tr> </table>	整理番号	
整理番号			
青森県知事 殿	年 月 日		
氏名 届出者 住所			
認定体験の機会場を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。			
体験の機会場の名称			
廃止の年月日	年月日		
廃止の理由			

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会場の更新申請書

整理番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会場の名称及び所在地	
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1 規則第9条第2項第3号の欠格条項に該当しないことを説明した書類の例

年 月 日
青森県知事 殿
氏名 申請者 住所
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第9条第2項第3号に基づき下記のとおり説明します。
記
申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙2 規則第9条第2項第4号の事業の実績を記載した書類の例

事業年度	〇〇年度			
体験の機会の中で行った事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者及び参加者数
				対象者については、どのような者を対象としたのかを記載する。(例えば「18歳以上」)

別紙3 規則第9条第2項第5号の申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書の例

〇〇年度事業計画書

体験の機会の中で行う 事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者 及び参加定員数	参加費用

別紙4 規則第9条第2項第5号の申請日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書の例

〇〇年度収支予算書

(単位：円)

収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
〇〇〇費	〇〇〇円		
合計A		合計B	

A > Bの場合の剰余金の 使途について (※3)	
---------------------------------	--

備考

- 1 参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- 2 講師謝金、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- 3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。

別紙 4-2 規則第 9 条第 2 項第 6 号の事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置
 について記載した書類の例

参加者・実施者の安全管理体制	安全管理責任者	(職名・氏名)
	安全管理の概要	(緊急時の対応 (連絡体制等を含む))
		(スタッフへの事前講習) <input type="checkbox"/> 実施あり <input type="checkbox"/> 実施なし (今後の対応 :)
土地・建物の安全管理	危険箇所の安全対策	(危険箇所の有無) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的箇所 :)
		(危険箇所の表示) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (今後の対応 :)
	施設等の保守管理、メンテナンスの方法等	(点検・整備等の状況)
	付属設備・備品等の保守管理、メンテナンスの方法等	(点検・整備等の状況)

別紙5 規則第9条第2項第7号の事業の実施体制について記載した書類の例

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (※1)		経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
			○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施		
1	○○ ○○	全体統括	○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施	◎	
2	×× ××	会計、経理	○年	○○資格取得	○	
3	△△ △△	プログラム実施	○年	○○事業のプログラム実施	◎	
4	□□ □□	プログラム実施補助			×	(例えば「番号3の者の指導の下実施する」)
5						

- 備考
- ※1 体験の機会の中で行う事業に係る経験や学歴等を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
- ◎ 施行規則第8条第1項第6項に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6項に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、の施行規則第8条第1項第6項の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

別紙6 規則第9条第2項第10号の認定の申請に係る体験の機会の場合において当該事業を実施することについての同意書の例

同意書

年 月 日

〇〇〇〇（申請者） 殿

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場合の名称及び所在地					
体験の機会の場合で行う事業の内容					
体験の機会の場合で行う事業の対象となる者の範囲					
体験の機会の場合で行う事業のために当該体験の機会の場合を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

氏名
事業実施者
住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合運営状況報告書

整理番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

氏名
報告者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 前年度における認定体験の機会の場合で行う事業の実施状況

体験の機会の場合の名称	
事業の実施状況（前年度）	
実施の内容	
実施の目的	
実施の期間	
実施の回数	
参加に要する費用	
参加者数	
参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無	
上記の事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置	
その他	

2 1の事業に係る収支決算

【収入】

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

別紙7 規則第12条第1項の運営状況報告書の例

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係する資料を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合事故等報告書

整理番号

年 月 日

青森県知事 殿

氏名

報告者

住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の場合の 名称及び所在地	
事故等発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の具 体的状況及び対応 の状況	
事故等の原因	
保険加入状況等	・ 保険の加入状況 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 未手続) <input type="checkbox"/> 無 ・ 損害賠償 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
再発防止策等	
担当者	担当者名 : 電話 :
備考	

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考資料

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育
並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（抜粋）

平成24年6月26日閣議決定

目次

はじめに	1
1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項	2
(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全	2
(2) 環境保全のために求められる人間像	3
(3) <u>取組の基本的な方向</u>	4
① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向	4
ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性	4
イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性	5
ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備	5
② 環境教育の推進方策についての取組の方向	6
ア 環境教育がはぐくむべき能力	7
イ 環境教育に求められる要素	7
③ 協働取組についての取組の方向	9
ア 対等な立場と役割分担	10
イ 相互理解と信頼醸成	10
ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用	10
エ 情報公開と政策形成への参画	10
2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	
(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たつての基本的な考え方（略）	
(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策	
①～⑤（略）	
⑥ <u>体験の機会の場の認定</u>	24
⑦～⑨（略）	
3 その他の重要事項（略）	

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する
基本的な方針

はじめに

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育むことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にいながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。改正前の基本方針が制定された後、我が国の環境問題について様々な動きがありました。地球温暖化問題については、2005年（平成17年）に京都議定書が発効し、また、2020年以降の将来枠組みの構築に向けて、2011年（平成23年）の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において道筋が示される等大きな前進を得ました。我が国は、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指し、中期目標として2020年までに1990年比で25%の排出削減をすることとしています。

また、生物多様性については、2008年（平成20年）に生物多様性基本法が制定され、2010年（平成22年）に生物多様性国家戦略2010が策定されました。同年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、2011年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択されたほか、条約制定時以来の懸案であった遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書も採択されました。一方、近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による、生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しており、また、国外や国内の他地域から侵入した外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。こうしたことを受けて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が2004年（平成16年）に制定され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が2006年（平成18年）に改正されるとともに、2007年（平成19年）には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定（2012年に一部改正）されるなどしました。

さらに、従来の大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄による経済社会活動は、廃棄物の増加を招き、健全な物質循環を阻害しています。2000年（平成12年）に制定された循環型社会形成推進基本法の規定により、2008年（平成20年）に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画に基づいて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組を進めています。

また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震やこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。一方、被災地のみならず、我が国全体において、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになりました。

環境教育や環境保全活動等の推進に当たっては、こうした幅広く多岐にわたる諸情勢を適切に勘案することが必要です。そして、多種の取組を一過性に終わらせるのではなく、それぞれの主体の意識を更に高めるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められています。

また、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。すなわち、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要です。

私たちは、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組めます。

政府としては、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

（1）私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。

「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント

委員会)」が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示され、その内容は国際的な議論等の中で深められており、現在、その理念や考え方として、以下の4つの共通的理解があります。

第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第2は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第4は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であるとしている点です。

こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

今私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはなりません。

私たちが、自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

こうした視点に立つと、持続可能な社会づくりのためには、環境問題以外の問題も含めて取り組むことが必要となってきます。例えば、開発途上地域における貧困や人口の急増は、自然破壊、居住環境の悪化等の環境問題を引き起こします。自然環境に近い所で日々生活している女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。科学技術は、必ずしも環境に配慮して発展してきたとは言えない側面がある一方で、環境問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。私たちが法に基づく措置を推進していく際には、持続可能な社会づくりに必要な様々な問題に配慮し、取組の中に位置付けていく必要があります。

（2）環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては例えば以下が挙げられます。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

(3) 取組の基本的な方向

① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性

環境という私たち共通の生存基盤は、だれのものでもありません。だれのものでもないだけに、だれかが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。法にいう環境保全活動は、これらの課題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、地球温暖化対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

特に、喫緊の課題となっている地球温暖化問題や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体による取組が必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策や、自然と共生する社会の実現等の具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

また、「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言（平成22年）においては、官庁などの行政機関のみならず、市民、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業などの民間主体が、積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、国民の身近な分野において共助の精神で活動するという「新しい公共」の在り方が示され、活気のある社会づくりのために、様々な主体の支え合いによる自発的な協働取組の必要性が示されています。

この「新しい公共」の考え方もあいまって、社会を構成する各主体による自発的な活動を活発化させることが必要です。

ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

こうした活動を支える枠組みとして、1998年（平成10年）に「特定非営利活動促進法」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取組が活発化するという好循環が見られています。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深める必要があります。

さらに、体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠です。そのためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間

の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人（コーディネーター）の存在は欠かせないものであり、こうした人材を育てていく必要があります。

また、特に地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域の環境を保全、改善し、循環型の地域社会づくりを目指すことが大切です。ふるさとから学び、地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうとする動きが見られます。一方、都市の住民等にとっては、普段の生活において環境と社会とのつながりを実感する機会は多くありません。都市特有のヒートアイランド現象や大気汚染の状況について学んだり、廃棄物処理施設の見学、自然とのふれあい等の体験を通じて、自らが環境保全に取り組むことの必要性を認識し、都市生活における取組につなげていくことが重要です。こうした地域における各主体の取組は、地域のかげがえのない環境とあいまって「地域環境力」としてとらえることができます。この地域環境力を高めることが、今日求められています。

また、環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、各種行事等の自発的な活動が、主体性をいかしながら自律的に社会経済や地域の中で定着していくよう、その環境づくりを進めます。

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

また、2007年（平成19年）に政府が閣議決定した「21世紀環境立国戦略」においては、持続可能な社会の実現に向けた重点戦略の一つとして、「環境を感じ、考え、行動する人づくり」を掲げており、それを具体化するために「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAA（トリプルエー）プラン～」が策定されました。この中では、子どもから大人までのあらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供していくことが示されました。

環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の

方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間像は、1（2）「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だということができます。

・「未来を創る力」

社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力

課題を発見・解決する力

客観的・論理的思考力と判断力・選択力

情報を活用する力

計画を立てる力

意思疎通する力（コミュニケーション能力）

他者に共感する力

多様な視点から考察し、多様性を受容する力

想像し、推論する力

他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力

地域を創り、育てる力

新しい価値を生み出す力 等

・「環境保全のための力」

地球規模及び身近な環境の変化に気付く力

資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力

環境配慮行動をするための知識や技能

環境保全のために行動する力 等

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

- ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。
地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは具体的な行動には結びつきにくい
ため、環境教育の観点からも、地域の身近な課題に対する取組を体験することによっ
て、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につな
げることができます。

- ・双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと

知識の一方通行に終始させるのではなく、協働経験を通じた双方向型のコミュニケー
ションによって、学習に参加する者から気づきを「引き出す」ことが重要です。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関する
もの、その両方を学ぶことが大切であること

人間と環境との関わりに関するものとしては、例えば、日常の消費生活や事業活動等
は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙
な環境のバランスに影響を与えていること等が挙げられます。

人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会経済の
仕組み、私たちの生活や文化の在り方について理解すること等が挙げられます。

この両方を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができます。

- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

環境問題は、科学的に原因を追求し、対策を講ずることが必要です。環境教育も科学
的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められま
す。

例えば、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質からの
放射線による影響についても、客観的な科学的知見に基づいた知識を身に付けて、適切
に判断することが必要で、そのための教育活動が求められます。

また、環境教育を受ける者が環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえるためには、
環境教育を進めるに当たって、環境問題には複雑な因果関係があり、あらゆる人が環境
を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るとい
う視点を盛り込むことが重要です。

- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること

環境問題が生産・流通・消費・廃棄によって成り立っている社会経済の構造の中で生じており、私たちの消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気付きを引き出すために、製品のライフサイクルの視点で温室効果ガスの排出量や生物多様性への影響等の環境負荷をとらえる視点を盛り込むことが重要です。

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の生存にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

- ・いのちの大切さを学ぶこと

いのちの大切さを学ぶことも環境教育に期待されている大きな役割です。昨今、国内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られています。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。また、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

③ 協働取組についての取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意すること

が必要です。

ア 対等な立場と役割分担

協働取組を推進するに当たっては、参加する各主体は、市民社会の構成員として負っている役割に応じて、協力し合いながら社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にある、という考え方が重要となります。そうした精神に基づいて、対等な立場を互いに確認しつつ、参加する主体がそれぞれ分担する役割にのっとった自主的取組を、各主体が相互に連携しながら行うことが必要です。

イ 相互理解と信頼醸成

環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあり、効果的な協働取組は、それらを相互に理解し、尊重することが大前提となります。そのためには、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要です。また、相互理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて醸成されていく信頼関係は強固なネットワークを築くための礎になるものです。

ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用

異なる考え方を持つ各主体の間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくに当たっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。適切な協働相手が見つからない場合においては、コーディネーターが連携先を見つけ出すことが重要です。

また、各主体から問題意識や意欲を引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）も、ネットワーク形成のためには重要です。

エ 情報公開と政策形成への参画

協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、国や地方公共団体を含めた各参加主体が、それぞれが有する情報を公開することが重要です。

また、国や地方公共団体を含めた協働取組を進め、国や地方公共団体が行う政策を効果的に実施するためにも、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要です。さらに、国や地方公共団体が政策に関する情報を適切に公

開していくことが求められます。

情報へのアクセス、政策決定への市民参画、という考え方も視野に入れつつ取り組むことが必要です。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方 (略)

(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

①～⑤ (略)

⑥ 体験の機会の場の認定

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地等を提供することは、民間団体等の取組を支える基盤となります。

優れた自然が残されている土地について、民間団体等が、所有者から寄附や遺贈等の形で譲り受け、買い取り、又は所有者と賃貸借協定を結ぶナショナルトラスト活動が進められているほか、事業者による展示施設や社有林の提供といった取組が進められています。このような土地等は、多くの場合、自然観察会やエコツアーリズム等自然体験の場として活用されています。ナショナルトラスト活動等民間団体等が行う取組では、土地の取得や管理のために必要な資金の確保が大きな課題となっています。資金を確保するためには、全国的な支援の輪が広がる必要がありますが、民間団体等の取組の多くはその地域周辺の住民にしか知られていません。

一方、事業者は、工場等の施設に見学者を受け入れ、環境教育を行っています。ものづくりやサービス提供等の現場の見学、事業の経験に基づいて実施される環境教育により、見学者、事業者の双方で、事業活動と環境の関係について学び、理解を深めることが期待されます。事業者等による土地や建物の提供、施設の活用においては、事業者等側には土地や建物等を保全、管理し、安全を確保しながら自然体験や環境学習等を効果的に行うノウハウや資金が不足していることが課題となっています。

また、子どもの保護者やその所属する学校等は、自然体験活動に伴う安全性についての関心が高く、自然体験活動を推進するに当たっては安全確保に関する信頼性が求められて

います。

こうした課題を踏まえ、土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会
の場を、都道府県知事が認定する制度について、適切に運用します。

具体的には、安全管理体制の整備、危険箇所の表示や事前講習の実施など、安全対策が
講じられることを認定要件とすることによって、体験の機会を求めている者に対して
安全性に関する情報を提供し、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。一方、自然体
験活動においては、安全性を過度に求めることによって、体験による効果を大きく損ねる
ことにもなりかねない点にも留意します。

また、税制上の優遇措置、「都市緑地保全法」等に基づく管理協定、「自然公園法」に基
づく風景地保護協定、「森林法」に基づく施業実施協定等により土地等の提供が更に進むよ
う、地方公共団体やNPO 法人、土地所有者等と連携し、支援の仕組みの効果的な活用を
図ります。

さらに、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、「首都圏近郊緑地保全法」及び
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地特別保全地区等の指定を推進す
ることで、土地所有者等が保全を望む緑地について、地方公共団体やNPO 法人等の緑地管
理機構による土地の取得や管理協定の締結の促進を図ります。

近年、民間団体等が環境保全活動を支援するための拠点を整備する事例が見られます。
政府は、このような「民設民営」の拠点についても、その自発性を尊重しつつ、連携、協
力し、適切な役割分担を図って、全体として効果的な支援が進むよう努めていきます。

⑦～⑨ (略)

3 その他の重要事項 (略)